

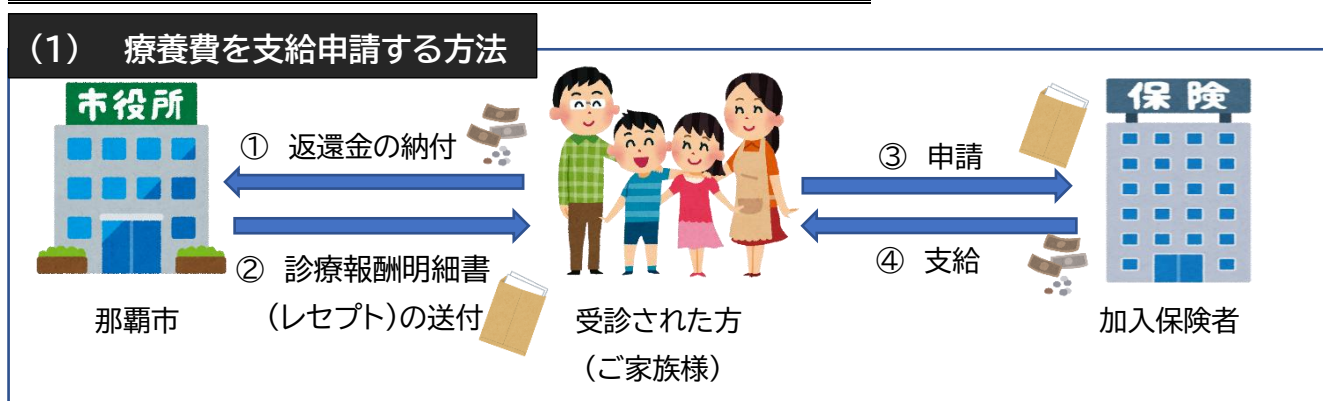
那覇市国民健康保険の資格を喪失された方へ

会社の健康保険(社会保険)への加入や他市町村への転出等で、那覇市国民健康保険の資格を喪失した方が、那覇市国民健康保険の資格で医療機関等を受診した場合、総医療費の 7～8 割にあたる那覇市負担分を返還していただくことになります。

返還方法

- (1) 那覇市に那覇市負担分を返還後、「受診時加入の保険者(以下「加入保険者」とします。)」にて、その分を払い戻してもらう方法。
- (2) 那覇市が代理で加入保険者に、那覇市負担分を請求し加入保険者に支払ってもらう方法。ただし、那覇市負担分のすべてが返還できない場合は、改めて不足分を請求(返還請求)いたします。

※上の(1)を「療養費支給申請」、(2)を「保険者間調整」といいます。



① 返還対象世帯に通知書と納付書を送付いたしますので、返還金を那覇市にお支払いいただきます。



② 那覇市にて返還金の納付を確認後、診療報酬明細書(レセプト)を送付いたします。



③ 診療報酬明細書(レセプト)が届き次第、加入保険者に療養費の請求手続きを行ってください。
※納付時の領収書と那覇市から届いた診療報酬明細書(レセプト)が必要になります。



④ 加入保険者から療養費が支給されます。

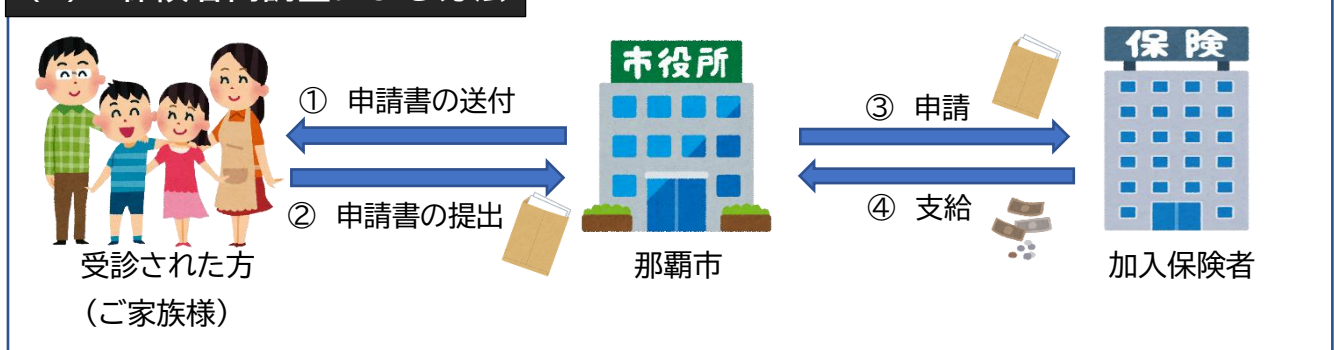
(原則、受診日から 2 年を過ぎて申請した療養費は支給されません。また、返還した医療費の全額が支給されないこともあります。詳しくは、加入保険者へ直接ご確認ください。)

(注意事項)

- ・ 転出後に加入した健康保険が、住民登録地の国民健康保険の場合、転入の届け出以前に受診された療養費については支給されない場合があります。詳しくは住民登録地の国民健康保険へお問い合わせください。
- ・ 通知書に保険者間調整の書類が同封されていない方でも保険者間調整が可能な場合もございますので、那覇市へお問い合わせください。ただし、保険者によっては保険者間調整が出来ない場合があります。その場合は、納付書でのお支払いとなります。
- ・ 医療費助成により自己負担がない方も、那覇市で負担している医療費がありますので、同様の手続きが必要になります。

(2)保険者間調整による方法については裏面を参照

(2) 保険者間調整による方法



① 保険者間調整が可能な方には通知書と納付書に併せて保険者間調整の書類一式を同封し郵送いたします。

② 保険者間調整を希望する場合は書類に必要事項を記入して那覇市へ返送します。
※納付書でのお支払いは不要となります。

③ 那覇市が受診時加入の保険者に代理で療養費の申請を行います。

④ 那覇市への返還金と代理で受領した療養費を精算します。
※那覇市への返還金を全て精算できない場合は、不足額の返還請求を行いますので再度納付書が届きましたら、お支払いをお願いします。

(注意事項)

- ・ 受診時加入の保険者への療養費の請求は、受診日の翌日から2年を過ぎると出来なくなります。保険者間調整の手続きには4～6 か月を要しますので、受診日によっては保険者間調整を行うことが出来ない場合もございます。
- ・ 那覇市への返還金と保険者間調整の対象金額は、必ずしも同額になるとは限りません。返還金のすべてを精算できない場合は、改めて不足額の返還請求を行います。
- ・ 不足額の返還請求は保険者間調整が完了した後になるため、6～8 か月後の請求となります。

問い合わせ先: 那覇市役所 国民健康保険課
給付グループ (本庁 1 階 13 番窓口)
☎ 098-862-4262 (内線 2504)